

令和5年度

任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業

K-ねっと FAQ (Vol.1)

《中核機関の立ち上げ・バックアップ》

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、都道府県や都道府県社協の担当職員、都道府県が設置する専門アドバイザーを主な対象として、FAQを作成しました。
- FAQの最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認いただき、管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和6年1月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。

その後の法律・制度の改正等により、

内容が変更される場合があります。

Q1

中核機関を設置することの必要性やメリットはどのようなところにあるのでしょうか。

A1

中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や、体制です。中核機関には、関係機関や専門職団体の協力・連携強化を図るという役割があります。こうした体制を構築することで、本人や関係機関からの権利擁護や成年後見制度の相談を受けた際の専門的助言を確保し、権利擁護支援の内容を検討し、適切に支援を実施することができます。相談窓口が明確になることで、相談がしやすくなり、制度等の理解も深まります。

中核機関がコーディネートをし、地域連携ネットワークを構築することは、家庭裁判所による成年後見制度の適切な運用、監督につながり、住民の「尊厳のある本人らしい生活を継続する」ことに寄与することにつながります。

【参考】

・成年後見利用促進ニュースレター 創刊号

<https://guardianship.mhlw.go.jp/common/uploads/2022/02/newsletter01.pdf>

・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き P20～23

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

第二期成年後見制度利用促進基本計画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00017.html

Q2

中核機関の設置や運営に活用できる財政支援にはどのようなものがあるでしょうか。

A2

平成 30 年度から、市町村における中核機関の設置・運営や市町村計画策定に要する費用について、地方交付税として措置されています。また、中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源として、令和 5 年度予算において、中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施や中核機関における調整体制の強化、受任者調整の仕組み化等を行う自治体に対する国庫補助事業が設けられています。

【参考】

・成年後見制度利用促進に係る取組状況等について

P23～33「参考：令和 5 年度予算案について」

(令和 5 年 3 月 29 日 第 14 回成年後見制度利用促進専門家会議資料 2-2)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001077805.pdf>

Q3

中核機関を広域で設置する場合のメリット、デメリットにはどのようなことが考えられるでしょうか。

A3

広域で中核機関を設置することにより、参加する自治体の個々の財政負担や、事業運営に関する職員の事務負担が軽減されるというメリットがあります。具体的には、一定の参加規模を確保した講演会や市民後見人養成研修の開催ができる、専門職の確保がしやすいことなどが考えられます。専門職の確保により支援困難ケースへの適切な助言が得られるなど、支援者のスキルアップも期待できます。

また、広域での連携には、機能を分散させる、会議体を共有するなど様々な連携のパターンが実践されています。

以上のようなメリットから、特に人口規模が小さく、社会資源等が限られている小規模自治体では、近隣自治体が連携して、広域で中核機関を設置することが効果的な選択肢のひとつとなっています。

一方、中心となる自治体や各自治体が担う役割の明確化、広域実施に関するコンセプト・申し合わせ事項などの検討・共有が必要なことから、立ち上げまでに時間がかかること、エリアが広くなることで職員等の移動に時間がかかることなどがデメリットとしてあげられています。

【参考】

- ・令和4年度成年後見制度利用促進体制整備研修
基礎研修オンデマンド配信 「成年後見制度利用促進法と基本計画」
資料 P61～中核機関の整備パターンの確認
- ・「成年後見制度はやわかり」サイト 自治体・中核機関の取組事例検索
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>

Q4

社会福祉協議会が中核機関を受託した場合、定款変更の必要があるのでしょうか。

A4

受託法人の定款において、必ず中核機関について規定しなければならないということではありません。具体的な手続きについては、法人を所管する都道府県、市町村の担当部署にお問合せ願います。

【参考】

・日常生活自立支援事業や法人後見を実施している社会福祉協議会の場合、権利擁護に関する事業が定款に記載されています。中核機関の事業をそれらと一体的に実施している場合には、既存の規定のなかで読み込むことも可能と考えられます。

Q5

成年後見に関する相談の受付について、地域包括支援センターと基幹相談支援センターを一次窓口とし、中核機関を二次窓口と位置付けています。一次窓口には相談があるようですが、中核機関には相談がほとんど入ってきません。

A5

一次相談窓口と二次相談窓口が、地域の権利擁護支援体制の理念や目標を共有するとともにお互いの役割を理解し、定期的に情報共有したり研修を行ったりすることで関係づくりを進めることが重要です。

相談をつなぐ場合の流れや個人情報の共有ルールなどをマニュアルとして整備したり、連携のあり方を検討することなども有効です。

Q6

令和2年から実施されている重層的支援体制整備事業と中核機関はどのようにかわっていけばよいのでしょうか。

A6

成年後見制度利用促進と重層的支援体制整備事業は、「地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む」という共通点があります。二つの事業が密接に連携することは、双方に効果があるといえます。

重層的支援体制整備事業で実施される重層的支援会議では、複合化・複雑化した事例について多機関で解きほぐしを行い支援方針を検討しますが、そうした事例の中には、権利擁護、成年後見制度の必要な事例が含まれると考えられます。中核機関がこの会議に参加することで、適切な成年後見制度の利用や権利擁護の支援が可能となります。

また、重層的支援体制整備事業においても多機関の協働が求められているところであり、それは中核機関がコーディネートを行う地域連携ネットワークとも重なるところがあります。

中核機関と重層的支援体制整備事業の連携は、地域人材や関係する専門職の負担軽減につながるとともに、関係者の成年後見制度利用促進への理解を深めることに寄与します。

※重層的支援体制整備事業は、自治体の任意事業ですので、全ての自治体が実施しているものではありません。

【参考】

・重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/kitei/pdf/jimuren0329-6.pdf>

Q7

協議会のメンバーとして、福祉関係者、医療機関、専門職団体、当事者団体、市民などに参画してもらいたいと考えていますが、どのように話し合いを進めていったらいいですか。

A7

協議会の目的は、地域において専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みを構築することにあります。

多様な立場の人が参画するため、運営には工夫が必要となります。

例えば、事前に二期計画の理念や協議会の目的などを確認する、専門用語は多用しない、参加者が発言しやすい議題を設定するなど、中核機関と行政担当者が十分に協議して運営にあたるのが有効です。

Q8

権利擁護支援の地域連携ネットワークに金融機関や不動産業者等に参加してもらいたいと考えていますが、留意することはありますか。

A8

権利擁護支援の地域連携ネットワークには、高齢者や障害者に関わる可能性のある様々な関係者に参加してもらうことが有益と考えます。たとえば金融機関は、何度も通帳をなくしたり、窓口に頻繁に問い合わせる等の状況から、認知症の可能性のある高齢者を早期に把握するなどの役割が期待されます。

判断能力が不十分な人の生活への理解を深めるために、個人情報を含まない模擬事例を提示し、多様な参加者が一緒に検討する意見交換会を実施している地域もあります。

こうした取組は福祉分野以外の関係者にも地域連携ネットワークへの参画の意義を感じてもらおう上で有効と考えます。

○関連サイト リンク一覧○

・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧ください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

➡成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

➡成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>

➡成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

➡自治体・中核機関の取組事例検索

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>

令和5年度

任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業

K-ねっと FAQ (Vol.2)

《市民後見人の養成と活躍支援》

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、都道府県や都道府県社協の担当職員、都道府県が設置する専門アドバイザーを主な対象として、FAQを作成しました。
- FAQの最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認ください、管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和6年1月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。
その後の法律・制度の改正等により、
内容が変更される場合があります。

Q1

市民後見人養成研修のカリキュラムを検討する際、何を参考に考えたらよいでしょうか。

A1

市民後見人養成のための基本カリキュラムが厚生労働省から示されています。基本カリキュラムは、市民後見人を養成するための最低限必要と考えられる科目等を「基本」として示したもので、研修を実施する各自治体において、地域の実情に応じてカリキュラムを検討する際の参考として活用いただくことが想定されています。

【参考】

- ・「市民後見人養成のための基本カリキュラムについて」(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡 令和5年4月26日)
- ・成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー(令和5年6月30日)資料
- ・担い手の育成について(市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q2

市民後見人養成研修を広域で実施することは可能でしょうか。

A2

可能です。

基本カリキュラムでは、都道府県等の広域開催する研修などで制度・法律関係科目に関する一般的な事項について履修した後に、市町村研修において当該市町村における事業計画やわがまちの各種取組の特徴などを補足いただく補講(2 単位 120 分)を受けていただく記載があり、実際に、一部の地域では市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知る科目等の講義や演習を、市町村が実施するなど、都道府県と市町村が連携して研修を実施している事例があります。

【参考】 第二期成年後見制度利用促進基本計画(抜粋) P51-52

・担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。

・担い手の確保・育成は、促進法第 15 条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成のしくみづくりを進めることが期待される。

Q3

市民後見人養成研修を修了した市民が、他の自治体で市民後見人として活動することはできますか。

A3

まずは担当窓口にご相談・確認することが必要です。

市民後見人は、地域の社会資源やネットワークを活用するなど、地域に密着して活動します。そのような観点から、市民後見人養成研修は、自治体の実情に合わせたプログラムで開催されるものです。したがって市民後見人養成研修を他の自治体で受講した方の受け入れの考え方も各自治体によって異なります。

【参考】

・厚生労働省では、市民後見人養成研修の科目の互換性について下記の通り考え方を示しています。

科目の互換性の考え方

- 他の市町村において市民後見人養成研修を受講した方が転入してきた場合の対応として以下が考えられる。
- ・未修了の方は、当該市町村の研修を再受講していただく。
- ・バンク登録していた方等は、面接などによって適性を見極め、その後の対応を判断する。
- 制度・法律に関する項目など、どこの市町村で研修したとしても内容が、ある程度内容が担保される科目については、互換性を認めても良いと考えられる

出典：成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー（令和5年6月30日）資料

・担い手の育成について（市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q4

市民後見人養成研修修了者のなかから、後見人候補者を検討する際の基準がありますか。

A4

後見人候補者の検討に関する一律の基準はなく、各自治体の判断によります。

【参考】

- ・養成研修への取り組み状況などを把握し、被後見人の意向や相性などを総合的に勘案して選任している自治体が多いようです。
- ・中には、研修受講の取り組み状況や登録の際の面接の状況などに基準を設けて数値化して、候補者を選定する際の参考にしている自治体もあります。
- ・あわせて、市民後見人自身の状況も年々変化することもありますので、定期的に意向確認を行うことも必要となります。

Q5

市民後見人養成研修を修了した後、市民後見人に選任されるまでの間の活躍の場として、どのようなことが考えられますか。

A5

例として、法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護や成年後見制度について広報・啓発活動を行う権利擁護サポーターなどとして活躍いただいている自治体があります。

【参考】

厚生労働省が示している市民後見人の基本カリキュラムについても、家庭裁判所から成年後見人等として選任されている人だけではなく、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点を踏まえ、市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な方達にも受講いただけるような内容として作成されています。

「市民後見人」の範囲

○家庭裁判所から成年後見人等として選任されている人だけではなく、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点を踏まえ、市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な方達にも受講いただけるよう配慮を行った。

○名称は「市民後見人」養成のための基本カリキュラムであるが、日常生活自立支援事業の生活支援員や、権利擁護サポーターなど権利擁護に関わる方を含んだものである。

出典：成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー（令和5年6月30日）資料

・担い手の育成について（市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q6

養成した市民後見人研修修了者が、家庭裁判所から選任されるためには、どのような取り組みをしたらよいでしょうか。

A6

自治体、中核機関、専門職団体、家庭裁判所等の間で、市民後見人の受任が適しているケースや家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素をできる限り共有することや、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージについて認識を共有することも取り組みのひとつです。

また、複数後見や、課題解決後に専門職後見人から市民後見人に交代するリレー方式などの選択肢も含めた検討ができるよう、自治体、中核機関が専門職団体と家庭裁判所の協力を得て、権利擁護支援チームの形成支援としての受任者調整のしくみづくりを行っていくことも、市民後見人が受任できる機会を増やしていくことにつながると考えます。

【参考】第二期成年後見制度利用促進基本計画(抜粋) P39

・都道府県、市町村及び中核機関は、後見人等の候補者の的確な推薦を行うことができるよう、家庭裁判所と専門職団体の積極的な協力も得て、候補者の検討方法(検討の体制や候補者推薦の目安など)、マッチングの手法などを共有できる体制を整える。この際、市民後見人を候補にするのに適した事案であるかや、どのような属性の候補者がよいかの検討だけではなく、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態(複数後見など)、課題解決後の交代等の想定なども検討できるように留意する。

・家庭裁判所には、上記体制づくりへの協力と、チーム形成の観点から行われる受任者調整のプロセスへの理解が期待される。また、地域の実情や協議事項等に応じ、家庭裁判所の支部・出張所も含めた協議の実施などの対応も期待される。

Q7

市民後見人に対して、どのようなサポートができるでしょうか。

A7

中核機関等が行う市民後見人へのサポートとして、後見業務や家庭裁判所に提出する書類作成等に関する相談に応じるほか、被後見人等との関係性や信頼関係づくりについて助言したり、制度や福祉サービス等の後見業務に必要な知識に関する研修会の開催などは、活動の質の向上につながります。市民後見人の後見監督人となっている社会福祉協議会もあります。

さらに、活動費用の負担軽減のため、保険料や活動報酬の助成なども市民後見人の活動のサポートとなるものです。

【参考】 第二期成年後見制度利用促進基本計画（抜粋） P22（保険についての記載）
・後見事務に起因して生じた損害を補償する保険などの適切な事後救済策も重要である。そのため、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体には、保険会社とも連携し、後見人等の故意による被後見人の損害を補償するための保険を含め、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

○関連サイト リンク一覧○

・厚生労働省 HP「市民後見関連情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shiminkouken/index.html

※市民後見人についての説明や、カリキュラム、市民後見人に関する取組などをご覧いただけます。

・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧いただけます。

➡成年後見制度利用促進ニュースレター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

➡成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

➡成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>

➡成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

➡自治体・中核機関の取組事例検索

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>

令和5年度
任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業

K-ねっと FAQ (Vol.3)

令和6年3月
K-ねっと事務局
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。
その後の法律・制度の改正等により、内容
が変更される場合があります。

Q1

受任調整会議の構成員として参加している専門職が、会議で検討した事案を自ら受任することは問題ないでしょうか

A1

受任調整会議に出席する専門職は、基本的には助言に徹し、直接受任しないというルールであれば、利益誘導の問題や中核機関の中立性は保たれやすいと思われます。しかし、専門職が少なく、担い手が不足している地域もあり、本人にとってふさわしい候補者を会議で検討した結果、会議出席者自身が候補者となり受任する場合があります。

そのような場合は客観性や透明性を確保する観点から、受任調整会議の記録を作成する際に、検討の経緯や候補者選任の理由についてとくに注意して記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

【参考】

令和3年度 K-ねっと報告書(P.17)

https://www.zcwvc.net/member/research/res_advocacy/

Q2

専門職団体に後見人等の候補者推薦を依頼する際、受任者調整の段階で本人の個人情報を共有してよいでしょうか。

A2

個人情報の第三者への提供は本人の同意を得た上で行うことが原則です。

【参考】

- ・ 本人の同意に関しては、行政や中核機関が相談を受け付ける段階で、必要な範囲での個人情報の提供についてあらかじめ同意を得ておく方法などが行われています。
- ・ 加えて、専門職に対して、候補者として中核機関に名簿登録する際に守秘義務を改めて伝えたり、専門職団体に対して候補者の推薦依頼をする際に本人の情報を提示する様式を決めている地域もあります。
- ・ 受任の検討にあたって、どのような情報が必要かは地域によっても取扱いが異なるため、どこまで本人の個人情報を共有するかについて、各地域の協議会で検討することが有効と考えられます。

○「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」P.256～257「個人情報の取り扱い」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

Q3

中核機関として相談を受ける中で、医療機関と連携することが増えています。身寄りがない人が医療を受ける際、医療の現場における後見人等の役割とその関わりの方法について参考になる資料はありますか？

A3

医療関係者との連携にあたっては、厚生労働省医政局の通知（医政総発 0603 第1号令和元年6月3日）により示されている「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」や「『身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン』に基づく事例集」（令和4年8月12日付事務連絡）が参考になります。

医療機関に対して、行政や中核機関が直接伝えるほか、外部の専門職や都道府県専門アドバイザーなど第三者の立場から助言することも有効と考えられます。

中核機関の日頃からの取り組みとして、成年後見制度の目的や後見人等の役割について、研修等を通じて病院や福祉施設等に普及を図っていくことも重要です。

【参考】

○身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

○「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

Q4

福祉関係者を中心とした支援チームに法律専門職の後見人が加わり、支援方針について話し合っています。後見人は、「チームで決めたことに従います」というスタンスで、これに対して福祉関係者からは、後見人にもう少し主体的に意見を出して欲しいという声があがっています。中核機関としてどのようにチームに関わったらよいでしょうか。

A4

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」では、後見人等が自分の意見を主張するというよりも、チームの一員として意思決定支援に関わっていくことを基本的な考え方としています。中核機関として、後見人等の役割について、チームで改めて共通認識を持つ機会をつくるなど、後見人を孤立させないようなチームづくりのサポートが重要と考えられます。

会議の持ち方に関して、特に法律専門職に対しては、どの部分について後見人としての意見をもらいたいのかを明確にして会議の前に伝える工夫が考えられます。また、福祉関係者中心の会議に福祉サービス等に関する知識や経験が十分でない後見人が参加する場合には、福祉関係の専門用語をかみ砕いて伝えるなどの工夫も求められるでしょう。

専門職後見人等との話し合いが難しい場合などは、所属する専門職団体に相談してみることも考えられます。

【参考】

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（2020年10月30日 意思決定支援ワーキング・グループ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>

Q5

中核機関を設置し、個別事例の相談が増えてきました。専門的な観点から助言をもらうために、どのようなやり方があるでしょうか。

A5

都道府県において、個別事例の相談にも対応する専門アドバイザーを設置し、市町村に派遣したり、オンラインで相談を受ける仕組みづくりが始まっています。

また、市町村において、専門職団体と協議して、依頼内容や方法、費用等を決め、アドバイザー契約を締結するなど、助言を得られるような体制づくりを進めている地域もあります。

都道府県においては、都道府県域での専門職・専門職団体との連携を一層推進するとともに、各市町村における専門職との連携の工夫や財源等について情報収集し、共有することも期待されます。

○関連サイト リンク一覧○

・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧ください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

➡成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

➡成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>

➡成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

➡自治体・中核機関の取組事例検索

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>